

#### 議事要旨(4) IFRS適用課題対応専門委員会の設置について

冒頭、関口常勤委員より、「IFRS 適用課題対応専門委員会」(以下「本専門委員会」という。)の設置について審議資料に基づき説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 当委員会内にすでに設置されている ASAF 対応専門委員会と本専門委員会との関係はどのようになるか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- ASAF 対応専門委員会では主として概念フレームワーク、開示等に関する対応を行っているのに対して、当専門委員会では IFRS 解釈指針委員会に関連する対応等を行うことが想定されている。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 本専門委員会の目的の 1 つとして「我が国における IFRS の適用上の課題に関する議論 (必要に応じて)」との記載があるが、具体的にはどのような方法で課題を識別するのか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 専門委員から課題を提出していただくほか、専門委員以外の方から事務局宛てにご連絡いただくことも想定されるが、具体的には、専門委員会の組成後に検討を行う予定である。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 親委員会との関係の 1 つとして、「当委員会がとりまとめ役となり IASB にサブミッションを行うのみで、当委員会としての見解を表明しない場合、専門委員会の審議のみとし、親委員会に報告を行う。」との記載があるが、サブミッションは必ずしも基準設定主体を通じて行う方法に限定されないところ、当委員会を通じてそれを行う理由は何か。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- ご指摘のとおり、IFRS 解釈指針委員会へのサブミッションについては、どの者も行い得るが、関係者の見解を集約してサブミッションを行うことで分析が深まることが期待される。また、当委員会は IASB 及び IFRS 解釈指針委員会の関係者とコミュニケーションを行う機会も多いことから、当委員会を通じてサブミッションを行う

ことで、より円滑な意思疎通が図られることが期待される。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - IFRS 解釈指針委員会へのサブミッションを当委員会を通じて行うことが考えられる旨を、我が国の関係者へどのようにして周知するのか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 本専門委員会は、我が国における IFRS 適用上の課題がある場合、まず主な関係者間で理解の共有を図ることを重要な目的の 1 つとして位置づけており、当委員会を通じたサブミッションを数多く行うことを必ずしも目的とするものではない。但し、具体的な運営については、今後、検討を行っていきたい。

上記の議論を踏まえ、本専門委員会の設置が承認された。

以 上